

第11回 定時株主総会 招集ご通知

日時 令和3年(2021年)6月24日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ホールディングス
7階会議室

(末尾に記載の株主総会会場ご案内図を
ご参照ください)

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

令和3年(2021年)6月23日(水曜日)
午後5時30分まで
(詳細は5~7頁をご参照ください)

株式会社 ミライト・ホールディングス

証券コード 1417



- 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただき、事前の議決権行使(郵送またはインターネット)をご利用いただいたうえ、株主総会へのご出席を控えていただきますようお願い申し上げます。
- 検温により発熱症状等がみられる場合には、株主総会会場へのご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席株主様へのお土産および株主総会終了後の株主懇談会のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



ごあいさつ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第11回定時株主総会を6月24日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年(2021年)6月8日

代表取締役社長 **中山 俊樹**

経営の基本理念

1

情報通信を核とし、常に新しい価値を創造する「総合エンジニアリング&サービス会社」として、
お客様から最高の満足と信頼を得られる日本のリーディングカンパニーを目指します。

2

安全と品質を大切に、最高のサービスを提供することによって
豊かで快適な社会の実現に寄与します。

3

企業の社会的責任を果たし、常に人間を尊重する企業として、
人や社会と共存共栄する企業であり続けます。



第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、インターネットウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) よりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	令和3年(2021年)6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都江東区豊洲五丁目6番36号 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室 (末尾に記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項	
報告事項	1. 第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第11期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役1名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによる開示について

下記の事項につきまして、法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

従いまして、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定としております。ご不便、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。また、当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただく予定としておりますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応等について】

- ◎ 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただき、事前の議決権行使（郵送またはインターネット）をご利用いただいたうえ、株主総会へのご出席を控えていただきますようお願い申し上げます。
また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認いただき、マスク着用のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会会場において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社の役員およびスタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がございます。
- ◎ 検温により発熱症状等がみられる場合には、株主総会会場へのご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 座席間隔を広くするため、例年よりも座席数が減少いたします。
- ◎ 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ◎ 株主総会にご出席されない株主の皆様に向けて、株主総会の模様をライブ配信いたします。また、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて株主総会の模様を事後配信いたします。
- ◎ 株主総会ご出席株主様へのお土産および株主総会終了後の株主懇談会のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) にてお知らせいたします。



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

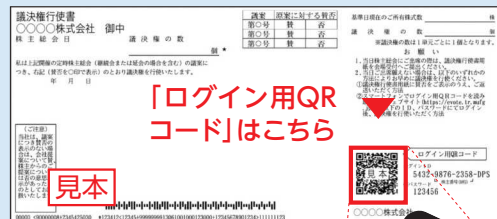
行使期限：2021年6月23日（水曜日）午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

議決権行使書用紙の副票(右側)



同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、ログインいただけます。



ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

! 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…
右のご案内に従ってログインしてください。

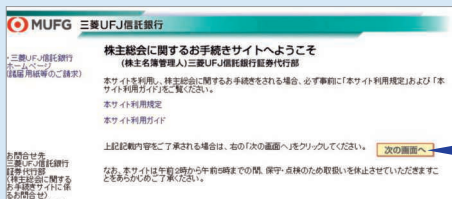


ログインID・仮パスワードを入力する方法

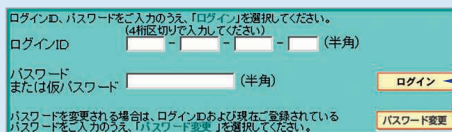
議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>



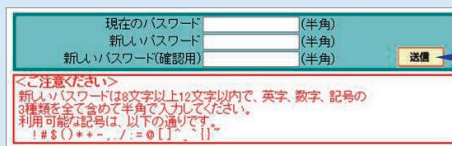
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」、「新しいパスワード(確認用)」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ご注意事項

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (3) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
- (5) 次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトでお手続きください。(携帯電話のメールアドレスを指定することはできません。)

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

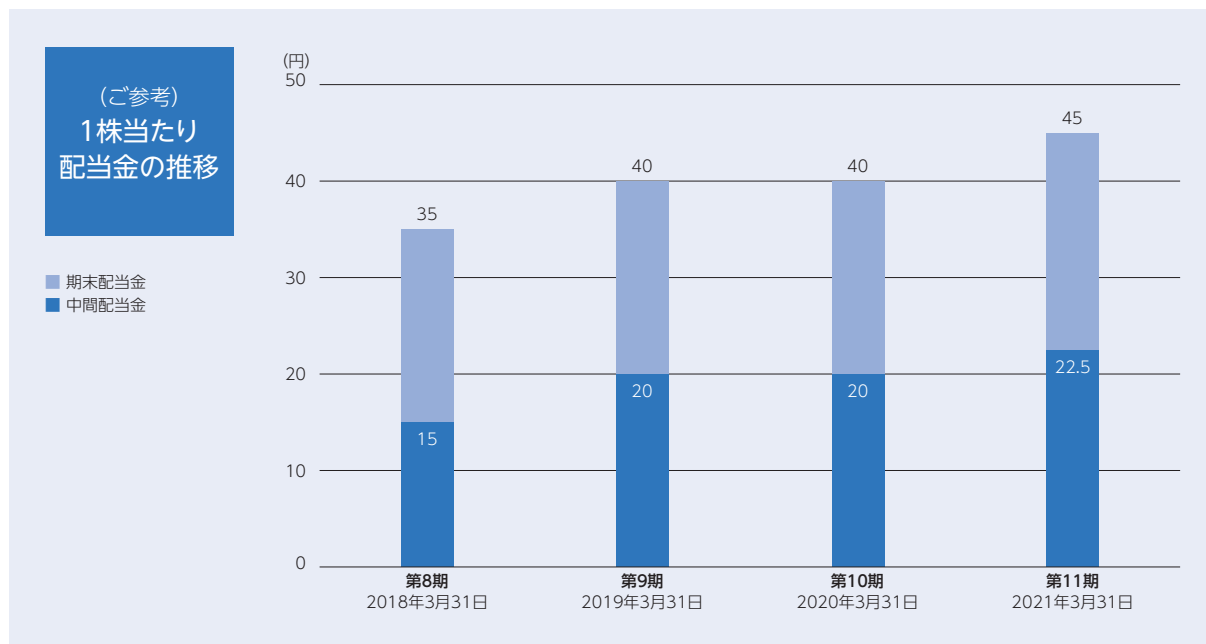
当社は、業績や配当性向などにも配慮しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保資金は、今後の財務体質の強化と企業価値を高めるための事業展開に活用することとしております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

これにより中間配当金1株当たり22円50銭を含めた年間配当金は1株当たり45円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株当たり 22円50銭 総額 2,291,458,748円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月25日



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

2022年度に実施予定である当社および当社の100%出資連結子会社である2事業会社（株）ミライト、（株）ミライト・テクノロジーズ）との統合にあたり、統合日以降も当社が存続会社として円滑に事業を実施するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営む会社の株式または持分を保有し、当該会社に対し、株主としての権利を行使するとともに、必要な助言、あっせんその他の指導を行うことにより、情報通信社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（1）～（21）（条文省略）</p>	<p>（目的） 第2条 当社は<u>次の事業を営むことおよび</u>次の事業を営む会社の株式または持分を保有し、当該会社に対し、株主としての権利を行使するとともに、必要な助言、あっせんその他の指導を行うことにより、情報通信社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（1）～（21）（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役会の透明性の向上および監督機能の強化のため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。



かわらたに しんいち

瓦谷 晋一

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和63年(1988)11月 株式会社アトラクス
(現 NOC日本アウトソーシング株式会社) 代表取締役社長
平成9年(1997)10月 日商岩井米国会社ニューヨーク店駐在情報通信事業部長
平成11年(1999)11月 Entrepia Ventures, Inc. CEO
平成19年(2007)4月 双日株式会社産業情報グループ部門長補佐
平成23年(2011)4月 日商エレクトロニクス株式会社代表取締役社長
平成26年(2014)1月 VistaNet株式会社代表取締役(現在)

新任 社外 独立

生年月日

昭和30年6月26日生
(1955年)

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

瓦谷晋一氏は、長年にわたり情報通信分野の事業投資・新規事業育成に携わり、ITソリューションを手がける企業の代表取締役社長を経験するなど情報通信関係企業経営の見識を有しており、また、自らベンチャーキャピタルのCEOとして、国内外の様々な新ビジネス創出を手掛け、米国等海外におけるビジネスの経験も豊富であります。当社は、同氏の国内外における新ビジネス創業・展開およびグローバル事業の経営管理の知見・見識が、当社グループの経営の監視に適任であり、その役割を期待できることから、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化のため、社外取締役候補者としております。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

- 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 同氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 当社は、現行定款第28条において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏が選任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 - 取締役(業務執行取締役等である者を除く。)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。同氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年10月に同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役・監査役スキルマトリックス

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、事業経営に関わるそれぞれの分野について、社内外を問わず十分な知識と経験を有する人材で構成するものとします。

取締役及び監査役に求める専門性と経験は以下のとおりです。

		企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	通信等設備 構築・運営	技術・ イノベーション・ DX	グローバル 事業	新ビジネス 開発	人事・ 労務・ 人材開発	財務会計・ ファイナンス	法務・ リスク管理・ コンプライアンス・ ガバナンス
取締役 (注)	中山 俊樹	○	○			○	○	○		
	山本 康裕	○	○					○		○
	遠竹 泰	○		○	○			○		
	塚本 雅一	○	○			○			○	○
	青山 幸二	○	○	○	○	○	○			
	平原 敏行	○	○	○	○					
	五十嵐 克彦	○		○	○					
	馬場 千晴	○				○			○	○
	山本 真弓									○
	瓦谷 晋一	○	○			○	○			
監査役	鈴木 正俊	○	○			○	○	○		
	桐山 学	○							○	○
	関 裕	○	○					○		○
	細川 雅由	○	○	○	○		○			
	勝丸 千晶 (石川 千晶)								○	○

(注)取締役選任候補者である瓦谷晋一氏を含む

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません

【ご参考】 独立性判断基準

当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）が十分な独立性を有していることが必要だと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものと判断いたします。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という）の出身者^(注1)
2. 当社の主要株主^(注2)
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者^(注3)
 - (1) 当社グループの主要な取引先^(注4)
 - (2) 当社グループの主要な借入先^(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額^(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者^(注6)
7. 社外役員の相互就任関係^(注7)となる会社の業務執行者
8. 近親者^(注8)が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き重要な者^(注9)に限る）に該当する者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（以下「業務執行者」という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：主要株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの売上先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は仕入先の連結売上高の3%を超えるものをいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから收受している対価が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間売上高又は総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

以上

(添付書類)

事業報告 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2020年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、厳しい状況で推移いたしました。今後につきましても、ワクチンの普及による感染症の収束が期待されているものの、変異ウイルスが広がりを見せるなど、先行き不透明な状況が継続することが懸念されております。

当社グループを取り巻く事業環境については、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、活動自粛や工事部材の納入遅れなどにより、一部工事の進捗が遅れたほか、新規受注の獲得にも影響が生じました。しかしながら、中長期的には、第5世代移動通信システム（5G）の基地局整備計画が前倒しされるなど、5G関連サービス拡大への期待や、「新しい生活様式」のもと、オンライン授業やテレワークの浸透などに伴う新たなICTソリューションに対するニーズの高まり、さらには脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー政策の推進が期待されております。

こうしたなか、当社グループは、「総合エンジニアリング&サービス会社」として人々の生活を支える社会インフラを構築するため、通信事業各社をはじめとするお客様と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業活動を継続するとともに、時差出勤、在宅勤務、オフィス分散など、当社グループ自身の働き方改革の進展と事業運営の効率化にも取り組んでまいりました。

NTT事業

設備運営業務の増加やテレワークの拡大などに伴うアクセス工事の増加、高度無線環境整備推進事業の受注獲得に取り組むとともに、ベンチマーク方式による利益率の改善や事務所統合などによる効率化を図りました。

マルチキャリア事業

5Gの本格展開や楽天モバイル向け工事の受注獲得に取り組むとともに、固定通信設備とモバイル通信設備の工事・保守を複合的に行えるマルチスキル技術者を育成し、技術力・人材基盤の強化を推進いたしました。

環境・社会イノベーション事業

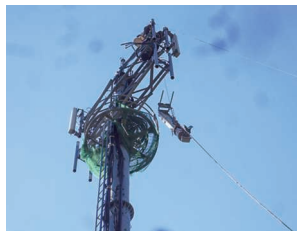
大型太陽光発電設備工事の減少により売上・受注は減少したものの、空調工事は増加いたしました。さらに、上下水道工事・土木工事のコスト競争力の強化を図ることを目的として、東海工営(株)と都建設(株)の合併(2021年4月1日実施)を決定いたしました。

ICTソリューション事業

国内LAN・Wi-Fi工事の増加や学校向けPC・サーバーやモバイル関連の工事部材等物販の増加などにより売上高の拡大を図りました。さらに、中長期的なグローバル事業拡大を目的として、シンガポールにおいて電気工事を営むYL Integrated Pte Ltd及び同社の子会社2社を連結子会社化するとともに、中国(上海市)を中心に通信タワーの建設及びシェアリングサービスの提供を営むShanghai Changling Communication Equipment Co.,Ltdを連結子会社化いたしました。



NTT事業



マルチキャリア事業



環境・社会
イノベーション事業



ICT
ソリューション事業

一方、当社及び連結子会社である(株)ミライト、(株)ミライト・テクノロジーズの3社の合併(目標:2022年度早期)に向けた検討を開始、さらには、(株)ミライトのグループ会社再編成にも取り組むなど、事業環境の変化に対応した事業構造の転換を加速しております。

また、株主還元の充実と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得(合計600万株、95億7千万円)を実施いたしました。

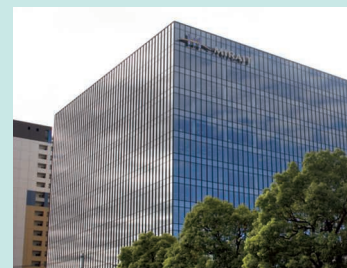
以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は4,749億8千4百万円(前期比6.4%増)、売上高は4,637億4千4百万円(前期比5.1%増)、営業利益は301億2千9百万円(前期比37.0%増)、経常利益は317億3千9百万円(前期比36.8%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益については、政策保有株式の売却もあり、242億5百万円(前期比59.0%増)となりました。なお、営業利益率は6.5%、ROEは11.0%となりました。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期純利益
4,637億円	301億円	317億円	242億円
前期比 5.1%増	前期比 37.0%増	前期比 36.8%増	前期比 59.0%増

報告セグメント別の業績の概況は次のとおりです。

ミライトの業績

ミライトは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための緊急事態宣言発出に伴う活動自粛や感染対策に取り組むなか、5G関連工事や高度無線環境整備推進事業の案件受注、環境事業における空調工事等の増加やモバイル関連の工事部材等物販の増加により、受注高は2,296億6千4百万円(前期比6.2%増)、売上高は2,257億7千4百万円(前期比7.2%増)、営業利益は164億6千8百万円(前期比30.6%増)となりました。



ミライト・テクノロジーズの業績

ミライト・テクノロジーズは、高度無線環境整備推進事業の案件受注や携帯基地局工事の増加、電子棚札やGIGAスクール案件などの拡大に取り組んだものの、大型太陽光発電設備工事の減少もあり、受注高は1,175億2百万円(前期比1.7%減)、売上高は1,193億7千7百万円(前期比5.1%減)となりました。一方で、原価率改善に積極的に取り組み、営業利益は49億3千7百万円(前期比24.5%増)となりました。



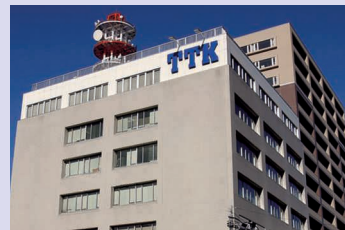
ラントロビジョンの業績

ラントロビジョンは、M&A等を活用した事業領域の拡大に取り組み、受注高は191億7千6百万円（前期比4.7%増）となったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うロックダウン等の影響により、売上高は151億4千万円（前期比13.0%減）となりましたが、政府による雇用継続助成金等もあり、営業利益は6億5千6百万円（前期比72.3%増）となりました。



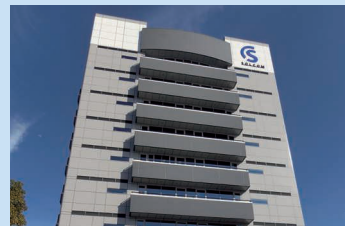
TTKの業績

TTKは、高度無線環境整備推進事業の案件受注、NCC系キャリア設備工事の増加、GIGAスクール案件等ICTソリューション事業の拡大により、受注高は386億6千1百万円（前期比6.2%増）、売上高は375億9千万円（前期比5.1%増）、営業利益は24億9千7百万円（前期比21.3%増）となりました。



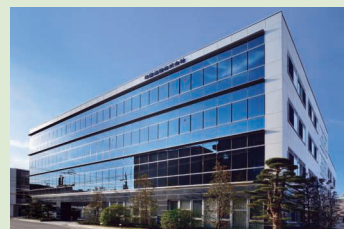
ソルコム の業績

ソルコムは、高度無線環境整備推進事業の案件受注や設備運營業務の拡大に取り組むとともに、GIGAスクール案件や高速道路情報化工事、下水道管きょ更生工事等フロンティア事業の拡大により、受注高は462億9千1百万円（前期比11.1%増）、売上高は413億1百万円（前期比9.7%増）、営業利益は20億7千3百万円（前期比75.8%増）となりました。



四国通建の業績

四国通建は、NTT事業におけるコスト削減の取り組みに加え、携帯基地局工事の増加、GIGAスクール案件の大型受注などICTソリューション事業の拡大により、受注高は338億4千1百万円（前期比37.9%増）、売上高は342億8千6百万円（前期比42.1%増）、営業利益は34億5千3百万円（前期比95.4%増）となりました。



当社（持株会社）の業績

当社は、持株会社として、グループの経営戦略などの企画機能や、財務・IR・総務機能を担っていること等から、事業会社から経営管理料及び受取配当金を受領し、グループの経営管理や事業戦略の推進等を実施してまいりました。その結果、営業収益は139億2千8百万円（前期比63.0%増）、営業利益は121億6千7百万円（前期比81.0%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は105億7千1百万円でありま
す。その主なものは、横浜・横須賀エリアの拠点統合に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充
当いたしました。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金
を一元的に管理し、効率的に運営しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、5G関連サービス拡大への期待や、「新しい生活様式」のもと、オンライン授業やテレワークの浸透などに伴う新たなICTソリューションに対するニーズの高まり、さらには脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー政策の推進などにより、今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような環境のなか、当社グループは、当社及び連結子会社である(株)ミライト、(株)ミライト・テクノロジーズの3社の合併（目標：2022年度早期）に向けた検討を開始、さらに、(株)ミライトのグループ会社再編成に取り組むなど、事業環境の変化に対応した事業構造の転換を加速しております。さらに、IoT・5G、エネルギーマネジメント、スマートシティ、グローバルなど多くの新分野（フロンティア事業）を積極的に拡大する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況にあり、先行き不透明な状況が継続することが懸念されるものの、当社グループは、未来の社会インフラ（通信・エネルギー）を「創り・守る」、信頼あるグループであり続けるよう、新たな働き方も積極的に活用しながら、元気で生き活きとした企業グループづくり、企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

このような状況のもと、当社グループは次のような課題に取り組んでまいります。

①新分野（フロンティア事業）での事業領域拡大

- ・グループ間連携の強化などを通じた事業構造の転換加速
- ・市場環境の変化に対応したターゲットの厳選
- ・営業効率の向上による経営基盤の強化

②既存事業の生産性向上

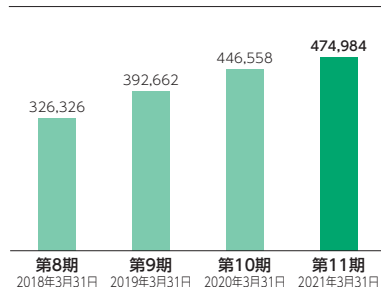
- ・ベンチマーク方式による継続的な事業の効率化と統合シナジーの最大化
- ・業務効率化を目的とした事業横断的なマルチスキル化の推進
- ・業務プロセス見直し等各種施策による利益体質強化

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

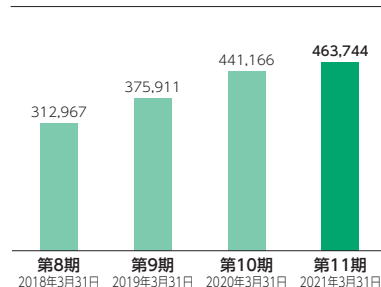
(5) 財産及び損益の状況

区 分		第 8 期 2018年 3 月期	第 9 期 2019年 3 月期	第 10 期 2020年 3 月期	第 11 期 2021年 3 月期 (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	326,326	392,662	446,558	474,984
売上高	(百万円)	312,967	375,911	441,166	463,744
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	11,504	25,711	15,220	24,205
1 株当たり当期純利益	(円)	145.41	295.34	149.93	229.59
総資産額	(百万円)	234,489	331,462	352,134	358,751
純資産額	(百万円)	140,744	199,559	218,710	231,323
1 株当たり純資産	(円)	1,733.14	1,933.82	2,006.42	2,232.25

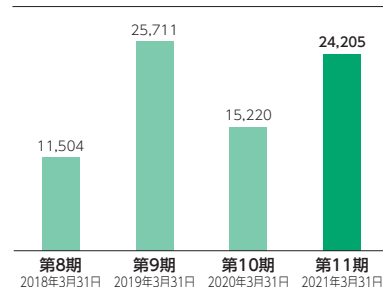
受注高 (百万円)



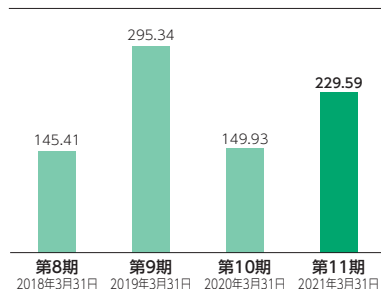
売上高 (百万円)



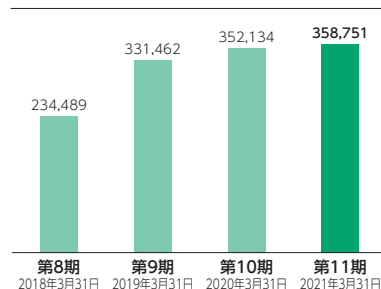
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



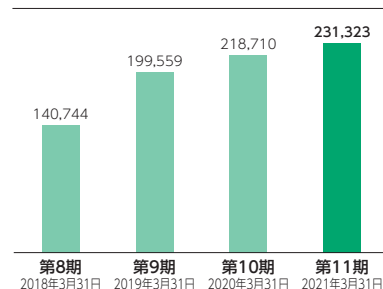
1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)



純資産額 (百万円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第7期より当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額を算定するために期末発行済株式総数から、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
■ 株式会社ミライト	5,610	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ	3,804	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ Lantrovision (S) Ltd	4,895	100.0	LAN配線等の設計・施工・保守・コンサルティング及び機器販売
■ 株式会社 T T K	2,847	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 株式会社ソルコム	2,324	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 四国通建株式会社	450	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む79社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
■ 株式会社ミライト	東京都江東区豊洲五丁目6番36号	46,106	166,364

(7) 主要な事業内容

当社グループは「総合エンジニアリング&サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
NTT事業	● NTTグループの固定系通信設備の建設、保守・運用
マルチキャリア事業	● 移動系通信設備の建設、保守・運用 ● NCC向け固定系通信設備の建設、保守・運用 ● CATV設備、海外での通信キャリア向け設備の建設、保守
環境・社会 イノベーション事業	● 太陽光発電等エネルギー関連設備の設計、建設、保守・運用 ● 電気設備、空調設備の設計、建設、保守・運用 ● 電線地中化、上下水道設備等の土木工事
ICTソリューション事業	● 情報通信システムの設計、建設、保守・運用 ● ソフトウェアの開発、保守・運用 ● 情報機器、ネットワーク関連商品の販売

(8) 主要な営業所及び拠点

■ 株式会社ミライト・ホールディングス (当社)		東京都江東区豊洲五丁目6番36号
■ 株式会社ミライト (子会社)	本社	東京都江東区
	支店	北海道支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、福島支店 (郡山市)、栃木支店 (栃木市)、茨城支店 (つくば市)、千葉支店 (千葉市)、神奈川支店 (横浜市)、信越支店 (長野市)、東海支店 (名古屋市)、北陸支店 (金沢市)、関西支店 (大阪市)、京都支店 (京都市)、兵庫支店 (神戸市)、中国支店 (広島市)、四国支店 (高松市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ (子会社)	本社	大阪府大阪市
	支店	群馬支店 (高崎市)、埼玉支店 (さいたま市)、東京支店 (東京都品川区)、名古屋支店 (名古屋市)、京都支店 (京都市)、関西支店 (大阪市)、大阪支店 (大阪市)、兵庫支店 (神戸市)、奈良支店 (橿原市)、和歌山支店 (岩出市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)、シンガポール支店 (シンガポール共和国)
■ Lantrovision (S) Ltd (子会社)	本社	シンガポール共和国
■ 株式会社TTK (子会社)	本社	宮城県仙台市
	支店	宮城支店 (仙台市)、岩手支店 (矢巾町)、青森支店 (青森市)、秋田支店 (秋田市)、山形支店 (山形市)、福島支店 (福島市)、東京支店 (東京都千代田区)
■ 株式会社ソルコム (子会社)	本社	広島県広島市
	支店	広島支店 (広島市)、福山支店 (福山市)、島根支店 (松江市)、岡山支店 (岡山市)、鳥取支店 (鳥取市)、山口支店 (山口市)、東京支店 (東京都大田区)
■ 四国通建株式会社 (子会社)	本社	愛媛県今治市
	支店	松山支店 (松山市)、高松支店 (高松市)、徳島支店 (徳島市)、高知支店 (高知市)

(注) 1. 株式会社ミライトは2020年7月1日付で西日本支店から関西支店へ名称変更いたしました。
2. 株式会社ミライト・テクノロジーズは2021年2月22日付で東京支店を江東区から品川区へ移転いたしました。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数 (名)
■ ミライト	5,236
■ ミライト・テクノロジーズ	3,036
■ ラントロビジョン	1,290
■ TTK	1,079
■ ソルコム	1,491
■ 四国通建	644
■ 当社	106
合計	12,882

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
106名	6名増	42.1歳	16.9年

(注) 従業員数は、主として当社の連結子会社からの出向者で構成され、平均勤続年数の算定にあたっては、当該会社の勤続年数を通算しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 330,000,000株
(2) 発行済株式の総数 108,325,329株
(3) 株主数 24,956名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,936	10.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,557	9.38
住友電気工業株式会社	3,668	3.60
GOVERNMENT OF NORWAY	2,504	2.46
住友電設株式会社	2,488	2.44
ミライト・ホールディングス従業員持株会	1,930	1.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,443	1.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	1,385	1.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,317	1.29
株式会社みずほ銀行	1,300	1.28

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（6,482,718株）を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山 俊樹		株式会社ミライト 代表取締役社長
取締役	山本 康裕	総務人事部長 兼エムズ・ブレインセンタ 総務人事サポート部長	株式会社ミライト 取締役
取締役	遠竹 泰		株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
取締役	塚本 雅一	財務部長 兼エムズ・ブレインセンタ所長 兼同財務サポート部長	
取締役	青山 幸二	経営戦略部長	株式会社ミライト 取締役
取締役	平原 敏行		株式会社ソルコム 代表取締役社長
取締役	五十嵐 克彦		株式会社TTK 代表取締役社長
取締役	馬場 千晴	社外 独立	東北電力株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社りそなホールディングス 社外取締役 監査委員会委員長
取締役	山本 眞弓	社外 独立	銀座新明和法律事務所 弁護士 森永乳業株式会社 社外監査役
取締役相談役	鈴木 正俊		株式会社ミライト 取締役相談役
常勤監査役	桐山 学		
常勤監査役	関 裕	社外 独立	
監査役	細川 雅由		株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役
監査役	勝丸 千晶 (石川 千晶)	社外 独立	税理士法人石川オフィス会計 代表社員 穴吹興産株式会社 社外監査役

- (注) 1. 2020年6月24日開催の第10回定時株主総会において、青山幸二、五十嵐克彦、山本眞弓の3氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役馬場千晴、山本眞弓の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役関裕氏及び監査役勝丸千晶氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役桐山学氏は、当社内の財務部で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役勝丸千晶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日	退任時の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役副社長	高島 宏一	2020年6月24日付 任期満了	株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
取締役	原 隆一	2020年6月24日付 任期満了	経営戦略部長
取締役	土肥 幹夫	2020年6月24日付 任期満了	株式会社TTK 代表取締役社長
取締役	海老沼 英次	2020年6月24日付 任期満了	田辺総合法律事務所 パートナー 楽天銀行株式会社 社外取締役 虎の門病院 臨床研究審査委員会委員 シンバイオ製薬株式会社 社外監査役 東光電気工事株式会社 社外監査役

6. 当事業年度中に取締役の地位・担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	年月日	変更前	変更後
中山 俊樹	2020年6月24日付	代表取締役副社長兼株式会社ミライト 代表取締役社長	代表取締役社長兼株式会社ミライト 代表取締役社長
山本 康裕	2020年6月18日付	取締役総務人事部長兼エムズ・ブレイン センタ総務人事サポート部長	取締役総務人事部長兼エムズ・ブレイン センタ総務人事サポート部長兼株式 会社ミライト 取締役
遠竹 泰	2020年6月18日付	取締役新ビジネス推進室長兼株式会社 ミライト 取締役兼株式会社ミライト・ テクノロジーズ 取締役	取締役新ビジネス推進室長兼株式会社 ミライト・テクノロジーズ 取締役
	2020年6月19日付	取締役新ビジネス推進室長兼株式会社 ミライト・テクノロジーズ 取締役	取締役新ビジネス推進室長兼株式会社 ミライト・テクノロジーズ 代表取締役 社長
	2020年6月24日付	取締役新ビジネス推進室長兼株式会社 ミライト・テクノロジーズ 代表取締役 社長	取締役兼株式会社ミライト・テクノロ ジーズ 代表取締役社長
鈴木 正俊	2020年6月18日付	代表取締役社長兼株式会社ミライト 取 締役会長	代表取締役社長兼株式会社ミライト 取 締役相談役
	2020年6月24日付	代表取締役社長兼株式会社ミライト 取 締役相談役	取締役相談役兼株式会社ミライト 取締 役相談役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する基本方針

①基本方針

取締役の報酬については、取締役会の承認を経た上で株主総会でその総額（限度額）を定め、個別の取締役報酬は各役位の役割と責任に応じた報酬体系とする。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針については、客観性・透明性の向上を目的に、取締役会の諮問機関として独立社外取締役2名と代表取締役社長で構成される「指名・報酬委員会」（委員長は独立社外取締役）において、審議した結果を取締役に答申し、その答申を踏まえて取締役会で決定する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、月例の基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

取締役の個人別の報酬については、取締役会の承認を経た上で株主総会でその総額（限度額）を定め、個別の取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、各役位の役割と責任に応じて定めた年俸を15で除した額を月例の固定報酬とする。

月例の固定報酬の3か月分を標準賞与（但し、③で記す業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」に充当する30%を差し引いた残額）とし、当社の前年度の業績および当期の業績見通し、従業員特別手当の支給状況等を総合的に勘案し、支給月数は変動することがあり、指名・報酬委員会へ諮問することを前提に、代表取締役社長が決定する。

標準賞与については、年に1回夏季に支払う。

固定報酬と変動報酬の割合は、概ね前者を8割（12/15）、後者を2割（3/15）とする。

③業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定の方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬ならびに非金銭報酬については、役員の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入し、3事業年度ごとの期間に必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、当社取締役分74百万円を上限として株式信託に拠出し、1事業年度当たり付与する当社株式は、28,000株相当を上限とする（平成28年6月28日開催第6回定時株主総会決議）。

業績連動報酬に係る指標は、グループ会社の業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高める上で分かりやすい指標として、当社連結営業利益およびROEを選択し、「役員株式給付規程」に基づき、月例報酬3か月分の30%を充当して設定した基準ポイントをもとに、当社連結営業利益およびROEに応じた業績連動係数を乗じて計算される数のポイントを付与し、退任時に1ポイント1株の株式を給付する。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額、業績連動報酬等の割合については、取締役（社外取締役を除く）の各役位の役割と責任に応じて定めた年俸のうち、固定報酬が概ね8割、変動報酬が概ね2割とし、変動報酬のうち非金銭報酬である業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を30%とする。

月例報酬 (固定報酬)	変動報酬	業績連動報酬 (非金銭報酬)
80%	20%	6%

(注) インサイダー取引規制等を考慮して、経営者意識および株主価値向上への共通目標意識を高めるため、全取締役（社外取締役を除く）に対して役員持株会へ月例報酬の10%以上拠出することを要請しており、実質的には、固定報酬72%、変動報酬が28%、非金銭報酬（株式報酬）が14%となっている。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬の決定については、取締役会の決議に基づき、株主総会で決議した総額の範囲内で、指名・報酬委員会に諮問することを前提に、代表取締役社長中山俊樹氏に決定を一任する。

一任された代表取締役社長は、取締役会で決議した取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に基づき、個人別報酬案を作成し、指名・報酬委員会に諮問し、その了承を得て決定する。

⑥当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	業績連動報酬等 (非金銭報酬)
取締役 (うち社外取締役)	14名 (3名)	129 (14)	105 (14)	24 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	49 (25)	49 (25)	- (-)
合計 (うち社外役員)	18名 (5名)	178 (39)	154 (39)	24 (-)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、2011年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内(うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内)、監査役の報酬等を年額7千万円以内、また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでおります。
4. 上記の取締役の支給額には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上を含んでおります。
- なお、本制度につきましては、2016年6月28日開催の第6回定時株主総会において1.に記載の報酬等の総額とは別枠で決議いただいております。

⑦社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

⑧業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

役員の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。

業績連動報酬に係る指標は、グループ会社の業績並びに企業価値の向上への貢献意識を高める上で分かりやすい指標として、当社連結営業利益およびROEを選択し、「役員株式給付規程」に基づき、月例報酬3か月分の30%を充当して設定した基準ポイントをもとに、当社連結営業利益およびROEに応じた業績連動係数を乗じて計算される数のポイントを付与し、退任時に1ポイント1株の株式を給付する制度としております。

なお、当事業年度当初事業計画上の連結営業利益目標は、220億円であり、実績は301億2千9百万円となり、ROEの実績は11.0%となりました。

⑨取締役および監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役および監査役の金銭報酬の額は、2011年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、監査役4名（うち社外監査役2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第6回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3事業年度で当社取締役分（社外取締役は除く）74百万円、各事業年度に付与する当社株式は、28,000株相当を上限と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

⑩取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）については、指名・報酬委員会に諮問し、妥当であるとの意見を受け、2021年3月1日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

(イ) 決定方針の内容の概要

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に関する基本方針のとおりです。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬の決定に当たっては、取締役会決議の取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針に基づき作成した個人別報酬について、取締役会の諮問機関として独立社外取締役2名と代表取締役社長で構成される指名・報酬委員会へ諮問し、その了承を得たものであることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

⑪取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会決議に基づき、株主総会で決議した総額の範囲内で、指名・報酬委員会に諮問することを前提に、各取締役の基本報酬の額および各年度の業績を踏まえた賞与の額の決定を代表取締役社長の中山俊樹氏に一任する旨の決議をしています。これらの権限を一任した理由は、当社全体の事業を俯瞰しつつ各取締役の担当業務遂行の評価を行うことについては、代表取締役社長が最も適任であると考えられるためです。

⑫当事業年度において取締役及び監査役に交付した株式の総数

区分	人員	退任役員への 交付株式の総数	人員	現役員への付与 ポイントの総数
取締役 (うち社外取締役)	2名 (-)	13,828株 (-)	7名 (-)	18,528ポイント (-)
監査役 (うち社外監査役)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	2名 (-)	13,828株 (-)	7名 (-)	18,528ポイント (-)

(注) 1. 業績連動型株式報酬制度によるものであります。

2. 上記付与ポイントは、同制度により、退任時に1ポイントを1株として株式を交付します。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 馬場千晴氏は、東北電力株式会社の社外取締役監査等委員及び株式会社りそなホールディングスの社外取締役監査委員会委員長を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- 取締役 山本眞弓氏は、銀座新明和法律事務所の弁護士及び森永乳業株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- 監査役 勝丸千晶（石川千晶）氏は、税理士法人石川オフィス会計の代表社員及び穴吹興産株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況ならびに社外取締役に果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	馬場 千晴	取締役会17回及び委員長として指名・報酬委員会6回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、グループ全体のガバナンス体制、内部統制等に関する発言を行う等、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外取締役	山本 眞弓	就任後開催の取締役会13回及び指名・報酬委員会4回全てに出席しており、弁護士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、事業に関する法的リスクマネジメント等に関して発言を行う等、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外監査役	関 裕	取締役会17回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から発言しております。
社外監査役	勝丸 千晶 (石川 千晶)	取締役会17回全てに出席しており、公認会計士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	161百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性の判断を始めとした前事業年度の監査実績の検証と評価、報酬の前提となる見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「収益認識に関する会計基準適用支援業務」に対し1百万円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

①当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、企業集団という）全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家（顧問弁護士等）の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

(イ) 当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

(ウ) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。

(エ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

(オ) 企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン（申告・相談窓口）を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。

(カ) 法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。
 - (a) 文書（電磁的記録を含む。以下「文書」という。）及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。
 - (b) 文書の保存（保管）期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。
- (イ) 文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ) 業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ) 取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ) 取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行われるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b) 子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (ア) 当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前(ア)に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。

⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (ア) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前(ア)に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑨号及び⑩号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (ア) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。
- (イ) 監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。
- (ウ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

従来より、企業文化を形成するための基礎である「経営の基本理念」「行動指針」と合わせ、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「企業倫理憲章」を「ミライトWAY」として体系化し、企業集団の全役員、全従業員に周知しております。

また、「コンプライアンス規程」により当社のコンプライアンス推進活動に関わる基本的事項を定めるとともに、全役員、全従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

②損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めるとともに、リスク管理計画に基づき、様々なリスクに対する確に対応しております。

「リスク管理委員会」においては、リスク管理状況及び企業集団内の個別課題について審議することとしており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回の他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は17回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

なお、取締役会の実効性評価も継続的に実施し、その機能の向上を図っております。

また、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、指名・報酬に関わる客観性を向上させるため、取締役会のもとに任意の諮問委員会である「指名・報酬委員会」を設置しており、当事業年度は6回開催しています。

独立社外取締役は代表取締役とのミーティングを定期的の実施し、取締役の職務執行に対する監視機能を強化しております。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

「子会社管理規程」等により、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けております。また、内部監査部門によるモニタリングを実施しております。

なお、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うとともに企業集団として必要な取り組みを行っております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対処を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

⑤内部監査の取り組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況

監査役は、稟議書等を常時閲覧するほか、取締役会及び各種委員会等に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。また、監査役と代表取締役社長、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	233,494
現金預金	44,764
受取手形	1,458
完成工事未収入金	126,862
売掛金	19,283
未成工事支出金等	30,789
前払費用	1,166
未収入金	2,307
リース投資資産	5,460
その他	1,428
貸倒引当金	△26
固定資産	125,256
有形固定資産	86,655
建物及び構築物	58,190
機械、運搬具及び工具器具備品	17,946
土地	32,891
リース資産	7,466
建設仮勘定	5,602
減価償却累計額	△35,442
無形固定資産	7,549
顧客関連資産	2,523
のれん	3,094
ソフトウェア	1,620
その他	311
投資その他の資産	31,052
投資有価証券	22,562
退職給付に係る資産	2,988
繰延税金資産	2,504
敷金及び保証金	1,425
その他	1,798
貸倒引当金	△227
資産合計	358,751

科目	金額
負債の部	
流動負債	103,018
支払手形	2,507
工事未払金	60,705
短期借入金	186
未払金	4,076
未払法人税等	8,086
未成工事受入金	3,150
リース債務	3,347
工事損失引当金	1,299
賞与引当金	8,023
役員賞与引当金	101
完成工事補償引当金	10
その他	11,523
固定負債	24,409
長期未払金	1,324
リース債務	6,592
繰延税金負債	1,139
再評価に係る繰延税金負債	41
役員退職慰労引当金	122
株式報酬引当金	310
退職給付に係る負債	13,974
資産除去債務	189
その他	714
負債合計	127,428
純資産の部	
株主資本	220,922
資本金	7,000
資本剰余金	69,571
利益剰余金	155,239
自己株式	△10,888
その他の包括利益累計額	5,466
その他有価証券評価差額金	4,660
土地再評価差額金	△98
為替換算調整勘定	△1,126
退職給付に係る調整累計額	2,031
非支配株主持分	4,934
純資産合計	231,323
負債・純資産合計	358,751

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		463,744
完成工事原価		402,953
完成工事総利益		60,790
販売費及び一般管理費		30,661
営業利益		30,129
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	971	
保険解約返戻金	132	
為替差益	344	
その他	501	2,001
営業外費用		
支払利息	48	
貸倒引当金繰入額	45	
持分法による投資損失	164	
その他	132	390
経常利益		31,739
特別利益		
固定資産売却益	20	
投資有価証券売却益	4,642	
退職金制度改定益	271	
その他	4	4,938
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	185	
投資有価証券売却損	5	
投資有価証券評価損	55	
減損損失	117	
事業再編費用	4	
その他	64	436
税金等調整前当期純利益		36,242
法人税、住民税及び事業税	13,479	
法人税等調整額	△1,765	11,713
当期純利益		24,528
非支配株主に帰属する当期純利益		322
親会社株主に帰属する当期純利益		24,205

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	34,149
現金預金	19,481
短期貸付金	5,407
未収入金	9,245
その他	15
固定資産	132,214
有形固定資産	26
建物	20
工具、器具及び備品	5
無形固定資産	8
ソフトウェア	8
投資その他の資産	132,180
関係会社株式	121,579
長期貸付金	10,505
繰延税金資産	42
その他	54
資産合計	166,364

科目	金額
負債の部	
流動負債	54,411
未払金	134
未払費用	145
未払法人税等	4,914
未払消費税等	20
預り金	49,141
その他	55
固定負債	31
株式報酬引当金	31
負債合計	54,443
純資産の部	
株主資本	111,920
資本金	7,000
資本剰余金	98,963
資本準備金	2,000
その他資本剰余金	96,963
利益剰余金	16,845
その他利益剰余金	16,845
繰越利益剰余金	16,845
自己株式	△10,888
純資産合計	111,920
負債・純資産合計	166,364

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
経営管理料	1,630	
関係会社受取配当金	12,298	13,928
営業費用		
一般管理費		1,760
営業利益		12,167
営業外収益		
受取利息	137	
未払配当金除斥益	5	
その他	10	153
営業外費用		
支払利息	13	
その他	0	14
経常利益		12,307
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		12,306
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	3	28
当期純利益		12,278

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社ミライト・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 孝平 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社ミライト・ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 康行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 孝平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則って、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ミライト・ホールディングス 監査役会

常勤監査役	桐山	学	㊟
常勤監査役（社外監査役）	関	裕	㊟
監査役	細川	雅由	㊟
監査役（社外監査役）	石川	千晶	㊟

以上

株主総会会場 ご案内図

会場 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室
〒135-8111 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
(豊洲プライムスクエア内)



交通のご案内

- 東京メトロ 有楽町線 豊洲駅 6 a 出口から徒歩約3分
- ゆりかもめ線 豊洲駅から徒歩約3分

(注) 駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ミライト・ホールディングス

電話：03-6807-3111 (代表) URL：<https://www.mirait.co.jp/>



環境保全のため、
植物油インキを使用して
印刷しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。